事務連絡

令和２年５月１６日

一般社団法人日本倉庫協会理事長

一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長

公益社団法人全国通運連盟理事長

一般社団法人航空貨物運送協会事務局長

一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会事務局長

日本内航運送取扱業海運組合事務局長

全国トラックターミナル協会事務局長　　　　　　　　　　　　殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた

傘下会員事業者に対する周知等について（依頼）

　５月14日に開催された第34回新型コロナウイルス感染症対策本部において、改めて「基本的対処方針」が変更され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の８都道府県を除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。

残された８都道府県はもとより、緊急事態措置の対象とならない39県においても、これまで実施してきたテレワーク、時差出勤等に引き続き取り組む必要があります。

また、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図るとともに、都道府県をまたぐ不要不急の移動は感染拡大防止の観点から可能な限り控えて頂くこととされています。

貴団体におかれましては、本内容について会員各位に周知するとともに、緊急事態宣言が解除された地域の会員企業におかれましても、引き続き感染拡大防止に向けた取組みを推進して頂くよう、ご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

○国土交通省HP　～新型コロナウイルス感染症への対応について～

https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\_tk\_000018.html

（別添１）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年５月１４日変更）

（別添２）第34回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言

（別添３）第13回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣発言

（別添４）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月１４日）